

## 富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）の改定

## 1 経緯

富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）は、富山県環境基本条例第 12 条に定める富山県環境基本計画に基づく大気汚染に関する個別計画であり、大気環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものである。

現行計画（第 14 次）は、平成 30 年 3 月に策定したもので、大気環境の監視や調査を通じて大気環境保全に取り組むとともに、県民・事業者による自主的な活動を推進してきた。

## 【計画策定（改定）の経緯】

年度	主な内容	その他の動き
S47 策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場からのばい煙による環境の悪化</li> <li>硫黄酸化物、窒素酸化物の環境基準達成を目標</li> </ul> <p>工場・事業場の協力を得ながら、燃料中の硫黄分規制（S50 年度から総量規制）方式を採用</p> <p>硫黄酸化物、窒素酸化物の環境基準達成</p>	
H11 改定 (第 11 次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境問題への対応</li> <li>光化学オキシダントやダイオキシン類など環境基準設定物質すべての環境基準達成を目標</li> </ul> <p>現在は注意報発令基準（0.12ppm）未滿を目標に設定</p> <p>新たな環境基準及び指針値設定物質への対応</p>	
H16 改定 (第 12 次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質排出把握管理促進法の全面施行</li> <li>P R T R 制度による化学物質の自主管理意識の向上</li> <li>大気汚染防止法の改正</li> <li>V O C（光化学オキシダントの原因物質）の規制</li> <li>自動車排出ガス対策（エコドライブ等）の推進</li> </ul>	
H23 改定 (第 13 次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>微小粒子状物質（P M 2. 5）の環境基準設定（H21）</li> <li>P M 2. 5 の常時監視体制の整備</li> <li>V O C の自主的な削減への支援</li> </ul>	国連サミットで S D G s 採択（H27）
H29 改定 (第 14 次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染緊急時における連絡体制の強化</li> <li>新たな規制強化への対応</li> <li>水銀排出施設の排出基準設定（H30）への対応</li> <li>石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化（R03～）</li> </ul>	国：2050 年カーボンニュートラルの表明（R02） 国：2030 年温室効果ガス排出量削減目標の表明 <b>【H25 比 46%減】</b> （R03）

## 2 計画の改定について

大気環境に関する課題に適切に対応するとともに、S D G s の考え方も踏まえて、大気環境保全対策をさらに推進するため、本計画を改定するもの。